

女子部

情報処理に関する法的問題 研究グループ設立

上智大学 高岡 詠子

本年（2015年）9月から「情報処理に関する法的問題研究グループ（Legal issues concerning Information Processing : LIP）」を立ち上げました。

この始まりは、エディタとして、本誌 Vol.55, No.3 で特集「弁護士から見た情報処理」を担当させていただいたことです。おかげさまでモニタの評価も高く、読者のみなさまが関心を持っていることがよく分かりました。

そのことをふまえ、第77回情報処理学会イベント企画「弁護士から見たICTの落とし穴」で、上記の特集にご執筆いただいた弁護士の先生方による、法律上のトラブル等や落とし穴についてご講演いただき、次にソフトウェア開発、産官学連携、ビッグデータ処理やクラウド等の新技術を扱う実務家を交えて、ICT時代におけるガバナンスの観点からリスク管理の在り方についてパネルディスカッションを行いました。ソフトウェア開発を前提としていない民法上の請負や委任などの従来型の法律関係では、ソフトウェア開発、特に非ウォーターフォールモデルであるプロトタイプモデル、アジャイル開発などの開発方法には適用できない事例が出てくること、産官学連携においては、利益相反の関係、権利委譲の問題など、すべての大学でルール化されていないことが多いことが指摘され、さらに大学発ベンチャーにからむ問題について指摘がありました。クラウドに関する法的な整備はほとんど追いついておらず、インターネットが止まったことによりサービスが提供できない場合の中断の責任はだれがとるのかなどの問題、ベンダとユーザが異なる国で活動する場合、またそもそも通信中断が起こった場合ユーザが悪いのかベンダが悪いのかという切り分けも現在の法律では明確化されていない現状について弁護士からの報告に加え、現場からの困惑も報告されました。最近はやりのオープンソースに関しては、オープンソースのライセンス規約を適切に使うことでベンチャー企業が成長する例もあれば、適切に使えない場合には問題も起こり得ることなどが指摘されました。会場からは、

オープンソースが特許に使用された場合の対応、海外での事例、プロバイダの責任の範囲などについて質問がありました。

その他、情報処理技術（アルゴリズムや実装法、それにプロトコル等）で資料が公開されていないもののリバースエンジニアリングやその結果を使った別の処理方式の開示が、どこまで許されるか明確でないこと、また、たとえば株売買のソフトウェアが自分でビッグデータを分析し市場（ほかのソフトの存在も含む）を学習できる場合、ソフトウェアの作成者はその利用者行動による損害にどこまで責任を負うべきか、などといった問題もあります。倫理的な側面も視野に入れて考えると非常に多くの問題を抱えているのが実態です。

情報処理に関して法整備が追いついていない状況において、弁護士側からも本会側からも早急な対応が必要という認識があり、冒頭の「情報処理に関する新たなルール作り」に関する研究グループを立ち上げることになったのです。

9月14日に Board Meeting を行い、今後の方針について話し合いました。喜連川前会長もご多忙の中いらしていただき、「インターネット上で情報がやりとりされるようになった今、研究者も事業者も何が合法で何が違法かの判断がつかず、石橋を叩いて叩いて壊すくらいになっても結局どうしていいか不安な毎日を過ごしている。この状態をどうにかしなくてはならない」というコメントをいただきました。話し合うべきことはたくさんありますが、まず「新たなソフトウェアモデル契約」から具体的なモデル案を提示していこうと計画しています。現在の主査は高岡、幹事はのぞみ総合法律事務所の市毛由美子先生、電気通信大学の中山泰一先生、ソフトイーサ（株）の登大遊さんです。Web ページは <http://www.ipsj.or.jp/sig/lip> です。活動に加わっていただける方はぜひお願いします。